



センターだより

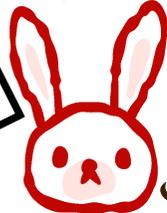
第3号 令和5年12月7日 小松島市青少年健全育成センター



【もうすぐ冬休みです】冬休みは、クリスマスやお正月など楽しいイベントがありますね。

「あなたにとって令和5年は、どんな年でしたか？」

年末には、一年を振り返ってみましょう。



「令和6年は、どんな年にしたいと思いますか？」

年始には、目標を立ててみましょう。

2024(令和6)年が良い一年になるよう願っています。

今年も新型コロナウイルスやインフルエンザの流行で思うような活動ができなかった人もいることでしょう。

これからますます寒さが厳しくなってきます。これまでの経験を生かし、時と場に応じて臨機応変に感染予防対策(適切なマスクの着用・手洗い・うがい・手指消毒など)を実行し、安全・安心に楽しく充実した冬休みを過ごしてください。

そして、年明けには元気に登校しましょう。

【知っていますか? 自転車の利用について】

※自転車は道路交通法によって「軽車両」と定められています。

危険行為(15項目)

- ☒ 酒酔い運転
- ☒ 信号無視
- ☒ 安全運転義務違反など



14才以上の人が
3年間に2回以上の
摘発を受ける



自転車運転者
講習が義務づけられる



受講しないと
5万円以下の
罰金

※「あおり運転」⇒自動車やバイク、他の自転車などの通行を妨げる目的での行為

- ☒ ベルを執拗に鳴らす
- ☒ 急ブレーキ
- ☒ 急な進路変更
- ☒ 幅寄せ
- ☒ 逆走して進路をふさぐ
- ☒ 車間距離の不保持
- ☒ 追い越し違反等

※「あおり運転」以外の違反者には、次のような罰則規定が定められています。

3ヶ月以下の懲役または
5万円以下の罰金

- ☒ 信号無視
- ☒ 携帯電話使用運転
- ☒ 傘差し運転

2万円以下の罰金または
料料

- ☒ 二人乗り運転
- ☒ 並進運転

5万円以下の罰金
無灯火運転

☒ イヤホンで音楽等を聞きながらの運転も禁止です。
気を付けましょう。



☆☆☆自転車安全運転五則☆☆☆

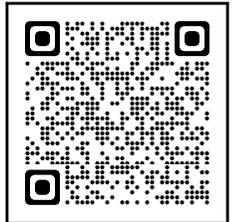
- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- ⑤ ヘルメットを着用(頭部の保護が命を守ります。)

【ネットで犯罪者に!?】

スマホ等の使用に関連した被害やトラブルが依然として多発しています。中高生が逮捕されるかもしれない行動って、次のうちどれかわかるかな?

- | | | |
|---|--|--|
| ① 「この学校を爆破する」と投稿 ☒ 脅迫罪 2年以下の懲役 30万円以下の罰金 | ② 友だちのテストの点数を投稿 ☒ 名誉毀損罪 3年以下の懲役 50万円以下の罰金 | ③ 「〇〇君うざい」と投稿 ☒ 侮辱罪 1年以下の懲役 30万円以下の罰金 |
| ④ 雑誌のっていたアイドルの写真をスマホで撮って投稿 ☒ 著作権侵害 10年以下の懲役 1,000万円以下の罰金 | ⑤ 友だちの裸の写真をスマホで撮る ☒ 児童ポルノ所持罪 1年以下の懲役 100万円以下の罰金 | ⑥ パスワードを予想して友だちのアカウントにログインする ☒ 不正アクセス禁止罪 3年以下の懲役 100万円以下の罰金 |

※答えは右の二次元バーコードから育成センターのページへ
⇒令和5年度センターだより第3号(解答付き)で確認できます



【スマホ等の使用上の留意点】



1. フィルタリングをしよう。
2. LINEやメール等でイライラしない。相手の気持ちを確かめよう。
3. 悪口を書き込まない。また、安易にその書き込みに参加しない。
4. SNS等への不用意な投稿をしない。※個人情報を絶対に教えない。
5. 歩行中や自転車乗車中は使用しない。
6. トラブルになった時は、保護者や先生に相談する。

※個人情報とは、氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、メールアドレス、写真など個人を特定できるものだよ。ルールに基づいた使用を心がけよう。

〒773-0001

小松島市小松島町字新港9番地の19 教育庁舎1階

小松島市青少年健全育成センター

電話・FAX (0885) 32-1398

電話相談 (0885) 32-5560

学校や家で困っていること(友達関係・いじめ・勉強など)があれば、相談にきてね。平日8:30~16:30